

第4回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の開催結果

- 1 日 時 令和2年12月16日（水）午後1時半～午後3時
- 2 場 所 府中市教育センター 第一・第二会議室
- 3 出席委員 12名（五十音順）
荒川徳子委員、池澤龍三委員、内海直樹委員、岡本啓子委員、
忍足留理子委員、金子崇裕委員、小牧務委員、志水清隆委員、
高橋史委員、葉養正明委員、松本幸次委員、向井博文委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 赤岩教育部長、佐伯学務保健課長、町井学校施設課長、
矢ヶ崎教育総務課長、板垣学務保健課係長、伊藤学務保健課職員、
遠藤学校施設課長補佐、七里学校施設課主査、坂本学校施設課職員
- 6 傍 聴 者 2名
- 7 内 容 (1) 開会
(2) 第3回協議会の会議録確認について
(3) 議題
大規模校の定義について
適正規模の範囲に近づけるための対応策(案)
- 8 配布資料 資料1 1 府中市立学校の規模によるメリット・デメリット、学級数推移
資料1 2 適正規模の範囲に近づけるための対応策（案）

会議録

○事務局 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から「第4回府中市学校適正規模適正配置検討協議会」を開催いたします。

○会長 こんにちは。お忙しいなかご出席くださり、ありがとうございます。それでは、ただ今から、第4回府中市学校適正規模適正配置検討協議会を開催いたします。

なお、本日の会議の予定ですが、概ね1時間半～2時間程度を目途に進めていければと考えておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

はじめに、事務局に確認しますが、傍聴の申出の状況はいかがでしょうか。

○事務局 本日の傍聴希望者は2名でございます。

○会長 それでは皆様にお諮りいたします。傍聴の申出がありますが、許可することに異議はありませんか。

《委員からの「異議なし」の声》

○会長 ありがとうございます。それでは、事務局は傍聴者を会議室の中にご案内してください。

次に、委員の皆様の出席状況について、事務局から報告してください。

○事務局 本日は委員の皆様全員ご出席いただいております。

○会長 ありがとうございます。

次に、前回は会議録の確定をしたいと思っております。既に委員の皆様には事前に送付していますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

○事務局 前回は会議録修正のご連絡はございませんでした。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、これで前回は会議録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。なお、本日、机に確定した会議録を配布しておりますが、黄色く着色している部分は、委員個人を特定する表記が含まれていますので、公開時には削除いたします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、事務局から資料の確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、確認をさせていただきます。

本日は、会議次第、前回会議録のほか、後ほどご審議いただく議題に直接関わる資料といたしまして、資料1 1「府中市立学校の規模によるメリット・デメリット、学級数推移」、資料1 2「適正規模の範囲に近づけるための対応策(案)」の資料をお配りしております。これらの資料につきまして、不足等はございませんでしょうか。

○会長 それでは、本日の議題に入ります。

はじめに、議題1「大規模校の定義について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは資料の説明をいたします。

前回の協議会で大規模校の定義についてご協議していただきましたが、意見がまとまっておりませんので、引き続き大規模校の定義についてご協議いただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料の説明をいたします。前回までに資料としてご提供している部分がございますが、改めまして標準規模を超える場合のメリット・デメリットや学級数の推移につきまして、資料をまとめておりますので、ご提供させていただきます。

資料1 1の1ページをご覧ください。1ページ目では、標準規模未満の学校のメリット・デメリットを各校のアンケート結果や協議会でのご意見等をもとにまとめております。

2ページをご覧ください。2ページ目では標準規模を超える学校のメリット・デメリットを各校のアンケート結果や協議会でのご意見等をもとにまとめております。

大規模校の定義について協議していただく際のご参考としていただければと思います。

続きまして3ページ目では将来の児童生徒数・学級数を示しております。この表では2030年度、令和12年度の学級数が多い順番に学校を並べております。

令和12年度において、小学校では33学級の第一小学校が最大で、10学級の武蔵台小学校が最小となります。中学校では19学級の府中第四中学校が最大、6学級の府中第七中学校が最小となります。

4ページをご覧ください。今まで児童生徒数の規模を示した地図をお示ししていましたが、今回は令和12年度の小学校の学級数規模を円で示しております。

5ページをご覧ください。令和12年度の中学校の学級数規模を円で示しております。

続きまして、6ページ、7ページでは、参考に令和2年度の小中学校の学級規模

を円で示しております。先ほどの令和12年度のものと比較しながらご覧いただき、今後の推移をご確認いただければと思います。

次に8ページをご覧ください。こちらは学校規模によるコスト面の影響を考えるにあたり、参考で付けております。令和元年度の各学校の光熱費を学校規模が大きい順に並べておりますが、学校規模が小さくなるほど一人当たりの光熱費が大きくなる傾向がございます。

以上が資料11の説明となります。

説明が長くなりますが、引き続き議題の(2)に関する資料12の説明をさせていただきます。

資料12は学校を適正規模の範囲に近づけるための対応策についての資料でございます。1ページをご覧ください。

こちらは前回の協議会でもお示しした資料ですが、適正規模の範囲に近づけるための手法として、一般的に、通学区域の見直し、統廃合、学校選択制、校舎の増築などがございます。中でも統廃合と学校選択制はいくつかの手法がございますので、次のページからご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

学校の統廃合については、主に次の3種類がございます。

①と②は主に小規模校を解消するための手法で、③は状況により小規模校を解消する手段にも、大規模校を解消する手段にも活用できます。

まず、①既存学校を活用する方法です。既存の学校を活用することで、既存の学校の地域コミュニティが維持されて、施設も有効活用できますが、通学距離が延びることや統合の規模によっては施設増設の必要が出てくる、という特徴がございます。

次に②新規統合ですが、新たな用地を確保して、複数校を統合して新設校を整備する方法です。新設校ですので、通学距離等にも配慮して立地を選ぶことができますが、立地の調整や新設費用等の財政負担が大きくなります。

③は分離統合です。1校を分割して他の2つ以上の学校に統合する方法です。どの地域をどの学校に統合するかを検討することで、通学距離や学校規模の調整を図ることができますが、1つの学校を2つ以上に分割するため、学校の地域コミュニティが分割されることが考えられます。

次に3ページをご覧ください。

全国での統廃合の状況ですが、平成29年度30年度の2か年で全国の自治体の12パーセントが統廃合を実施しております。右のグラフをご覧ください。統廃合の形態ですが、小学校同士の統合が一番多く、中学校同士の統合、小中の統合で義務教育学校を設置、次に小中一貫校の整備を含む統合が続いています。

次に4ページの左をご覧ください。

右のグラフでは、統合後の学校の設置場所ですが、統合前の学校のうちの一つの敷地を使うケースが83パーセントを占めており、新たな敷地での統廃合が17パ

ーセントになっております。

次に右のグラフをご覧ください。

統合に伴う施設の整備状況ですが、新增築が23パーセント、改修が20パーセント、改修及び増築が9パーセント、特に新たな整備をしていないのが48パーセントとなっております。

以上が統廃合に関するご説明です。

次に学校選択制のご説明をいたします。

5ページをご覧ください。

学校選択制には主に5つの手法がございます。順番にご説明いたします。

①自由選択制ですが、その名のとおり市内全ての学校のうち希望する学校に就学を認めるものです。選択の自由度が高いのですが、特定の地域に児童生徒が偏るなどの偏在性が高まる可能性があります。

②ブロック選択制ですが、市内をいくつかのブロックに分けてそのブロック内で希望する学校に就学を認めるものです。自由選択制までは及ばないまでも、一定の選択の自由があります。こちらも選択の幅が広いため、児童生徒数の偏在が強まる可能性があります。

③隣接区域選択制ですが、隣接する学区域の学校に就学を認めるものです。

通学距離が長くなりすぎないので安全性が確保されやすい、地域コミュニティとの連動が大きく阻害されないなどの長所がございますが、選択の自由度は低いものとなります。

④小規模特認校制度ですが、従来の通学区域は残したまま、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるものです。この小規模特認校制度は山間部のとても規模の小さな学校などに利用されることがあり、その特定の地域で特色のある教育を受けることができたりしますが、通学距離が長距離になることがあり、通学手段について検討する必要があります。

⑤の特定地域選択制は、特定の地域に居住するものについて学校選択を認めるものです。大規模校の解消などを図ることができそうですが、一方通行の選択なので、選択の自由が平等ではないとも言えます。

次に学校選択制の採用状況についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

東京都の市区町村の導入状況ですが、半数近くの44パーセントの自治体が学校選択制を採用しています。

7ページをご覧ください。

学校選択制を導入している東京都の自治体で採用している手法の内訳です。

小学校では隣接区域選択制が半数を占めており、次に22.2パーセントが自由選択制を採用しています。

中学校では8割近くが自由選択制を採用しています。

以上が学校選択制の説明となります。

次の8、9ページは他の区市町村の学校選択制の採用状況の一覧となります。また、10ページから15ページは学校選択制を導入している自治体の事例となります。学校選択制の内容を変更している自治体を中心に事例をまとめています。時間の関係もございますので説明は割愛させていただきます。必要に応じてご参照いただければと存じます。

16ページから19ページは統廃合の他自治体の事例となります。こちらも必要に応じてご参照いただければと思います。

最後に20ページをご覧ください。校舎の増築に関する資料として30学級を超えている府中第一小学校と府中第二小学校の配置図をお示ししております。ご覧いただいて分かるように、決して広くない敷地に多くの校舎が建っており、増築等のスペースの確保がなかなか厳しい状況であることがご理解いただければと思います。

以上が議題の(2)適正規模の範囲に近づけるための対応策の資料説明となります。

○会長 どうもありがとうございました。審議は一つずつ行いますが、事務局から説明のあった資料についてのご質問はありますか。

○委員 8ページの学級選択制の表の黄色いマークはどういう意味ですか。

○事務局 黄色の部分は、学校選択制の手法を変更したり、学校選択制を休止、廃止した箇所を示しております。説明が漏れており申し訳ございませんでした。

○会長 この分野は専門なので大体状況はわかりますが、こういう資料かなと思います。また審議の時にご質問等ありましたらおっしゃっていただければと思います。

それでは議題に入らせていただきます。「議題1 大規模校の定義について」ということですが、前回の議事録にもありますように、すべての委員さんにもご発言いただきまして、議事録の私の発言のところにありますが「ひととおり発言いただきまして1学年あたり3学級・4学級くらい、1学年あたり4学級あったほうが、というご意見が全般的に多かったと思います。きちんと4学級ということで1クラスでも欠ければだめということではなくて、4学級を維持できる方向で考えていく、4学級オーバーしているところは分散の仕方を工夫できないか」というとりまとめになっています。

この前の会議のときのまとめに近い発言部分ですが、次回シミュレーションを行う予定なので、もう少し具体的なところまでとりまとめてほしいというのがこの(1)の議題が設定されている理由でございます。

小規模校については、小・中学校ともに12学級未満を小規模校と考えたらどうか、というのが前々回の会議で出されています。

そうすると大規模校は、前回の会議で24学級を上限として考えていこうという

ことでしたが、シミュレーションとなると児童生徒数の動きをシミュレーションする必要が出てきますので、数字の設定の仕方をもう少し踏み込んで行う必要がありますが、その点はいかがでしょう。

例えば、今までの議論を踏まえると、大規模校は24学級、1学年4学級、小学校と中学校を区別するかしないかはあまり議論しなかったのですが、中学校18とすると1学年6学級です。今までの議論では、小学校は24学級、1学年4学級、中学校は同じ24にすると1学年8学級になってしまう。すると、6学級・7学級が適正な範囲になってしまいますので、いろいろな自治体が中学校は18学級と上限として設定しているところが多いので、中学校は18学級でそれ以上を大規模校と定義する、という考えがあります。大規模校だから全部だめだというわけではないのですが。文科省の定義ですと、大規模校の上に過大規模校というのがあって、過大規模だけは解消しようというのが文科省の手引きに載っています。そのあたりをご意見いただければと思いますがいかがでしょう。

○委員 中学校は1学年7学級あると大規模と感じていました。なので18学級というラインが妥当だと思いました。

○会長 ありがとうございます。小学校は24学級を大規模校のボーダーラインとして考えていこう、中学校は18学級を大規模校のボーダーラインとする。そうすると、国の基準とだいたい同じになります。

国の基準も全国各地しらみつぶしに調べていますので、離島や過疎地の教育長等を招いて、プロセスでは相当ヒアリングをして脳科学の東北大学の教授にも来ていただいて脳科学的に規模との関係どうか、など相当長い時間かけて審議をして作られていますので、分類がおかしいということはないと思います。

大規模は、校長先生からもご意見がありました。中学校は18学級以上、小学校は24学級以上ということでしょうか。

○事務局 18学級を「超える」ということで、19学級以上が大規模ということでしょうか。

○会長 そうですね。小学校は25学級以上、中学校は19学級以上を大規模校と分類する、ととりまとめられたということで、これから先の作業を進めたいと思います。

将来推計でもこの定義でいくと小規模校・大規模校に定義される学校がいくつか出てくる予測になっていますが、次の問題は、議題(2)「適正規模に近づけるための対応策(案)」ということで、資料12に関連する議論になります。いろいろなメニューが示されていますが、資料12について、ご質問も含めていかがでしょうか。

1つは通学区域の見直し、2つ目は統廃合、3つ目は学校選択制、4つ目は校舎の増築、大きく括るとこのくらいということですが、いかがでしょうか。

なかなか意見が言いづらい、一般論なので意見が言いづらいかもしれませんが、いかがでしょうか。

○委員 資料12の1ページ目で大規模校の赤いラインで示されていますが、今、府中市内は校舎の建替えが始まっていることもあるので、既存校舎の増築だけでなく、「建替え」という表現も入れてもいいのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。「増改築」ということで、表記を修正させていただきます。他にございますでしょうか。

○委員 今回、改めて資料11をずっと見ていたのですが、大規模校と小規模校を考えたときに、小規模校に該当する児童生徒のケアがより重要なのかなと思いました。

特に逃げ場がないですとか、クラブ活動に制限があるなど、かけがえのない期間を考えると、ここをなんとかしないといけないのかな、とつくづく改めて思いました。そうしたなかで資料12の中で「統廃合」という言葉自体がどうかな、と私は思っていて、「廃」という字を使うと、比較されてしまうような感じがして、勝ち負けではないですが、統合する方が勝ちで、統合されるほうが負けみたいに感じるところがあり、この風潮は絶対にあってはならないと思っています。

家族で例えれば、昭和30・40年代は人数が増えていって仕方なく家族が離れて暮らさなくてはいけなくなっていたのが、統合の場合は、みんなが同じ家族として集まっていこうということであれば、ネガティブにとらえることではないのではないかと思います。

小規模校解消の手段として統合は避けて通れないであろうと思います。これからの教育環境を整えるという意味で、積極的・前向きにとらえ直したほうがいいのかなと思います。図表の表現も「×」だとこの学校がつぶれていくというようにプレゼンテーションとして見えてしまうので、「×」ではなくて新たな環境を作り直しましょう、ということを示したほうがよいと思います。

私の経験だけで申し上げますと、統廃合で忌み嫌うのは子どもたちではなく、どちらかというともわりの社会、大人たちの社会が忌み嫌う状況を作っていると思うので、大人たちの社会が絶対言わないで、よりよい環境を作り直していくという視点で、かけがえのない限られた時間に制限をつくらない、というための統合計画があってもいいのかなと思いました。

余談ですが、なくなっていく学校があるとしても、学校という場でなくなったとしても防災の観点からまるっきり全部がなくなるわけではなくて、敷地も残し、災害拠点として体育館を残し、というように地域のコミュニティ環境として全体で使

える公園みたいな形で再整備していくなどすれば、長い人生の中で生涯学習として使っていく場を作り出していけば、テクニカルな落としどころだけではなく、教育環境の向上というかたちで考えていかれると良いのではないかと思います。

「統合」「統廃合」という言葉の使い方自体を、特に大人の社会が考え直していく必要があるかなと思い発言させていただきました。

○会長 どうもありがとうございます。自由なご意見をお願いいたします。

結果的に統廃合に落ち着くこともあり得るのではないかというご意見だろうと思います。

○委員 市内において統廃合ということは、10年後の表を見る限りは難しいのかなと思ひ、今は必要ないのかなと思っています。

逆に大規模校の対応のほうが最重要課題なのかなと思っています。

先ほど、25学級以上ということで決まりましたが、一小・二小・三小が大規模校に当てはまるので、土地価格でいうと一番高い府中駅近辺にもう1校つくらないと適正規模にもっていけないということになってしまうためです。

適正規模・適正配置の部分は、文科省からおりてきて議論が進められていることだと思いますが、インターネットで見たのですが、全国で児童数が増えているのは2%、15%~20%は減少傾向にあるという内容を見ました。国では大体のところを見て持ってきていると思いますが、2%の増えているところは見られていない状態で話が進んでいるのかなと思っています。

実際、適正規模に近づけようとする、事務局でどういう方向性をもっているのか。ルールにのっとっていくと、土地買収してという方向になってものすごいお金のかかる話になってしまうと思います。

既存の学校の面積、教室数も含めて議論しないと、適正規模に数字としてはめ込むのは簡単なのですが、現実問題、それを運用するとき無理が出てくるのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。私は別に国からの回し者ではないので反論する必要は全くないので、そういうご意見もあるということだと思います。

重要なのでおひとりずつご意見を承ったほうが良いと思いますが、フリーディスカッションみたいな形でご意見を出していただければと思います。

端の方から、ご意見をお願いいたします。

○委員 令和12年度をみると、第一小・二小の数字が変わっていないので、新しく土地を購入等しないと、増築とかしてなんとかなる数字ではないと思います。

○委員 統廃合は難しいのかな、というなかで、小規模と大規模があって、極端に

なっています。標準がこのくらいだという定義のもと、標準にあてはまるように、例えば、一小・二小を対象とした学校選択制など、何校かリストアップしたなかでの選択制もいいのか、と思いました。

○委員 私も常々、府中の場合は大規模校を何とかしなくてはと思っています。

全体的にみるとよく分からない、校舎の建替えもある、学校によって規模が違うこともあるということなので、各学校で最大何クラスまで入れるのか、を網羅して、実際にいま、何クラス空いているのか、足りないところはいくつ足りないのか、具体的に数字を出して行って、多いところに関しては多い人が少ない学校に生徒の数を動かしていく手法はどうするか、選択で動くのか、地域ごとで動くのか考えるなど、どこかに軸をおかないと考えるのが難しいと思いました。現存の校舎、建替えも含めて学校ごとの最大学級をもとにして、そこから人を動かすことを考えてはどうか、と思いました。

○委員 統廃合は非常に難しいのではないかと。そのなかで、適正な範囲に近づけるのであれば、学校選択制を採用していかなければならないと思います。

学校選択制もそれぞれ一長一短がありまして、これを決めるのはなかなか難しいと思いますが、私としては3番目に隣接区域選択制がありますが、小学生の場合に採用して、中学生には自由選択制を採用するやり方をとったらどうかと思います。

○委員 やはり現状で、府中市の小学生の学校からみると大規模は府中市内の真ん中だけで一部であり、それ以外の学校は適正か適正よりちょっと低めで、条件としてはいいのか、と感じています。秋の運動会とかを見ると、先生方も一生懸命工夫されて行っており、標準よりちょっと低めの3クラス、多くても4クラスくらいが元気はつらつでやっているのがいいのか、と思っています。

大規模については、上位3・4校を中心とした形で、なんとか振り分けるとするのが一番いいのか、と思います。大規模校は市の中心なので、土地を買ったりとかは難しいと思いますが、費用は最小限におさえて重点的に行っていただければありがたいなと思います。

○委員 学校統廃合の議論は必要であれば残しつつも、まずは子どもたちにとっての教育の環境を整えることが最優先かなと思います。

24学級が適正ということであれば、通学区域の見直しなどもこのあとにしっかりと議論して、適正な規模に近づけるのが良いのではないかと考えます。

職場が第一小学校のすぐ横なので歩いて通ってきましたが、子どもの人数を考えると校庭が十分ではないかなと感じます。子どもたちが公園でしっかりと遊べないなかで、校庭でからだをしっかりと動かせる環境、体育館をしっかりと使える環境を残したい、と感じています。

○委員 一番問題なのは大規模校だと思いますが、その中でいまもう始まっている学校の建替えがありますので、10年後の表が出ていますが、建替えの順番を変えてでも第一小・第二小の現状を変えたほうがいいのかと思います。学区を一から見直さないといけないのかなと思います。

○委員 大規模校・小規模校どちらの学校も経験しているのでなかなか難しいなと思います。

大規模校の問題、小規模校の問題それぞれありますし、それをどうしたらいいかというと、やはり、統合という話になりますし、学校選択制や自由選択制も子どもが何人来るかが読めないのが難しさもありますし、通学区域の見直しにしてもらえるとまずありがたいかなくらいしか思い当たりませんが、それもなかなか難しいだろうなと思うと、なんとも言えないなと思います。

○副会長 通学区域の見直しは、結構難しい問題だと感じています。数年前に府中市も通学区域の見直しをされたと思いますが、数が思うように動くか、ということではなかったのではないかと感じています。

通学区域を見直したところで一小・二小・三小の距離が近いので、周辺にまだ大きい学校がありますから、そうすると通学区域の見直しより学校選択制になるかなと思うのですが、学校選択制になると数が見えてこない、そして遠くから来るのは子どもたちにもデメリットが生じてしまうので、隣接区域選択制になるのかな、と感じていますが、非常に難しいなと思います。

○会長 どうもありがとうございます。ご意見を承ると、最初から統廃合ではなくて、というのがほぼ共通のご意見という感じがします。

校舎の増改築は別の委員会で、府中市学校施設改築長寿命化改修計画のなかに、早急に対応が必要な学校がリストアップされていますから、そこで進んでいるんだろうと思います。それと、この委員会の方向が調整されるのが一番いいわけです。

ご意見では、学校選択制か通学区域の見直しの線で意見が出ている感じがしまして、通学区域の見直しについては過年度に苦い経験があったと聞いています。他の学校に移さなくてはいけない家庭にとっては大問題になりますので、そのために教育委員会は、上の子と下の子は同じ学校にする、とかいろいろ配慮はしますがなかなか簡単ではない。通学区域と自治会、青少年協議会など地域の線引きとの関係をどうしていくかは簡単ではなくて、私も小田原市の学校審議会に入ったことがありますが、会長は自治会総連合会の会長、私は副会長でしたが、学区再編となると会長さんは自治会総連合会の会長が務めないといこの問題はおさまらないかな、と他の自治体の経験から感じています。

そうすると学校選択制となりますが、学校選択制もいろいろな方法があります。

法令上は「学校選択」という言葉はありません。「学校希望を聴取できる」という規定になります。保護者の学校の希望を聴取できるというもので、「就学指定制」というものがあり、住所に基づいてそれぞれの子どもがどこの学校に行くかを指定する権限を教育委員会が持っています。学校教育法施行令という閣議で決まっております、それは変わっていません。教育委員会がどこの学校に行くかを指定する義務を負うもので、どの子どもも行く学校がないという状態を生み出さないという主旨でできています。ただそのときに、住所地にしたがってと書いてありますが、ワンプロック行ったら向こうの学校、という線引きのところがなぜ教育委員会のさじ加減なんだという話があって、総務省の規制改革のなかで議論されました。私もヒアリングを受けたのでよく覚えています、委員さんは大宅映子さんとかが委員でした。専門分野の人を招いてヒアリングを行っていて、私もその当時学芸大にいましたので意見を求められました。その結果、議論が煮詰まって行って、通学区域の弾力化という規制改革が閣議決定で行われました。その後、1月下旬に文科省から全国の教育委員会に対して「通学区域の弾力化について」という通知が一斉にながれていきました。それを受けて、品川区は4月から学校選択制を導入した、という経緯があります。

ただ、結局保護者が希望を出せるというだけであって、受け入れ側にも学校の数があるので、学校側が「30人」という数字を出して希望を募る、その学校に行く予定の子どもは優先になりますので、「希望制」といったほうが正確かもしれません。学校教育法施行規則には、「希望を聴取できる」と書いてありますが、教育委員会が法的権限として指定しなくてはいけないことにはわかりがありません。そのため、もともと子どもが集まっている学校だと、受け入れゼロの学校もあります。有名なところでは中央区などでは泰明小学校などは人気がある学校なので、満杯状態なので受け入れが難しい、受け入れ余地があるとしても10人など少ないと思います。一方では、空いてる学校があって30・40人受け入れられる。選択制とはそういうことです。その場合に、弊害の問題もあるので、いろいろな種類が出てきたということです。

今までのご意見だと、通学区域の見直しと学校選択制に絞って考えるべきだということですが、結果的に、何年か先に事態が急変して子どもの数がものすごく減った学校が出てきたときに、統廃合という路線が出てくるということになる、というあたりでいかがでしょうか。

○委員 大規模校は通学区域の見直しと選択制だけでは全く解決にならないと思います。それはなぜかという、令和2年度・12年度の数字を見ても、近隣校が適正規模内におさまっているだけであって、移動すれば大規模校になってしまうような数だと思います。

10数年前ですが、第六小学校・第八小学校は市内で一番・二番に児童数がいた状態で今若干減ってきてはいるのですが、ひとつ大きなマンションができたことに

よってすぐ児童数が増えるような状態で、今はその当時の児童生徒が卒業して若干減ってきている状況ですが、第二小学校は府中の宮町という地区を第一小に渡したにもかかわらず児童数が減っていない状況です。大型マンションがしやすい地域なので、ひとつできることでまた同じように学区をいじくっても児童数が増えることになり、根本的な解決にはほぼならない、というのが40年以上、この府中の中部と言われる場所ではおきています。

適正規模にはめ込もうとすると、会長が言われた2つの方法では解決できないと思います。短期間の解決にもならないのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。第一小・二小の中心部の学校の大規模化をどうするかが基本的な論点のようです。

○事務局 いろいろご意見いただきましてありがとうございます。資料11の3ページ、こちらの表についてもう少し詳しく説明させていただきたいのですが、児童数に関しましては10年後に1,000人以上減ると予測しています。学級数につきましてはそれほど大幅に減ってないように見えますが、実際のところ、1年生は1クラス35人、2年生は35または40人、その他は40人なのですが、41人になると20人と21人の2学級になりますが、39人ですと1学級になります。小学校1年生ですと、36人になれば18人・18人で2学級になるのですが、35人以下ですと1学級になります。

それに加えて、学級数の少ない下の学校ですと、年少人口が今後も減ってまいりますので、3・4・5・6年生は2学級ずつあるけど、1・2年生は1学級ずつしかない、といった学校がけっこう多く出てまいりますので、そうなるまいりますと、小規模のデメリット、小規模校のほうが皆様も非常にご心配で厳しいな、教育にも支障をきたすな、ということを感じていただいていると思います。大規模校については、多少のスペースの問題などはあると思いますが、小規模校のほうが深刻な問題としていろいろなご意見が出たと思います。

今後、そういった1学年1学級の学校が増えてくることを予測していますので、そういった点もご理解いただきながらさまざまご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございます。今、事務局からのお話もありましたがそれも含めましてご意見いかがでしょうか。

○委員 先ほど私のほうで統廃合の“廃”のお話をしましたのは、小規模校の心配もあったからでしたが、どの手法をとっても「これだ」という解決方法はなかなかないと思います。

そのときどうするかというと、特に今回は新型コロナの関係もあって、間違いなく財源はどの市町村でも減ってくる可能性が出てきますので、一気に改修するとな

ると、仮設をどこにつくりましょうか、とか本当に工事するとき子どもたちは安全なのですか、と言われたら危険が伴う場合もあろうかと思えます。

そのときに、例えば、プールを合同でどこかに作って、子どもたちのプールは一斉に屋内型のプールでそこで行います、その空地を利用して工事ヤードをつくりま
す、校舎の建替えを行います、など実際にはいろいろなことを考えなくてはいけな
くなくと思えます。

そのときに、統廃合は一切ならん、と言ってしまうと、どうしても各学校のそれ
ぞれのキャパをうまく使えなくなってしまう。統廃合というネガティブな話ではな
くて、幸い府中市の場合は広大な行政界を持っているわけではございませんので、
ある程度時間制限を設けて、積極的に、市内全域でバランスをもって使いまわしを
していかないとなかなか成り立たないのではないかと思います。

資料のなかではさらっとご説明されましたが、第一小・二小を改修するのはかな
り困難だと思います。体育館も建替えをどこにどうすればいいか。特に昔の体育館
は700㎡程度と小さいからよいですが、建替えると1,000㎡を超えるような
規模で大きくなるので、この敷地の中におさめろ、と言われると相当厳しい。その
時に、一時的にこの学校のこの部分を使わせてもらう、などすれば、距離の問題は
出てくると思いますが、距離の問題はいずれ何をやっても出てくることなので、そ
ういったことも認めながらやっていかないといけないと思えます。

その時に、何度も言いますが、子どもたちが限られた3年間という期間なのでな
るべく不公平がないように、市全体の資産を有効に活用していく視点を持っていか
ないと解決が難しいのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。建築的なプロセスのところも相当考えていかないと、
いくつかトラブルが起きたケースも知っています。統廃合という手段をとって
大半は良くなった、90%以上はむしろ良くなったという意見ですが、10%くら
いはいろいろ問題が生じているところがあります。都内だと、中野小学校では改築
プロセスで問題があったようです。専門家筋のご意見も非常に重要で、建替えはす
ぐ考えなくてはいけないケースも出てきていますので、それも含めて他の委員の方
はいかがでしょうか。

○事務局 事務局から提示している将来推計が今後10年というそこまで遠くない
将来の推計なので、それに基づいての議論に終始してしまうところがあり申し訳
なく思っていますが、例えば、1回目の資料で出させていただいた東京都や府中市
の推計を考えていくと、間違いなく右肩下がりとなっています。今後10年でみる
と第一小は少し増えて、第二小はほぼ変わらないという状況ですが、ここも20年・
30年先というのは予測できないところではございますが、国や東京都の将来予測
では、20年・30年経つと2割以上子どもが減少していく予測となっております
ので、現時点で、30・40年後の対策を考えるのは難しいと思えますが、間違い

なくこの先も減っていくことも踏まえてご協議いただければということをお願い
でございます。

○会長 次回、シミュレーションなどでこういう方策とったら子どもの数がどうか
かわるといのが大事なので、そういったデータを出してもらい引き続き議論する予
定となっていますが、ほかにいかがでしょうか。

○委員 質問なのですが、資料11の4・6ページの地図で、武蔵台小の数字です
が、前回の資料だと児童数が増えるという資料だったと思いますが、本日の資料で
は学級数が減っています。この整合性はどうなっているのでしょうか。また、子ど
もたちが減っていくというお話でしたが、府中市がどのような方向性で進めていく
のか、総合計画の話も盛り込まないと市の取組との整合性も取れないと思います。
政策課のほうでつくられる総合計画のほうで人口が伸びない前提となっていれば
児童生徒が増えないのもわかりますが、人口を増やす政策であれば児童生徒も増え
ると思いますので、事務局で政策的な方向はどうなっているか、次回までに示して
いただければと思います。

○事務局 ご質問の件、ご回答いたします。まず、武蔵台小学校の件ですが、資料
11の3ページをご覧くださいますと、武蔵台小学校があると思いますが、児童数
は10年後若干増えているのに、なぜ学級数が減っているのかといいますと、推計
を出すにあたって学年ごとに児童数と学級数を算出しておりまして、41人だと2
学級になり、40人だと1学級になるということで、学年のばらつきによって学級
数が変わってくるものでございます。なので、例えば第七小学校は85人も減る予
測ですが、学級数が12学級のまま変わらない、というような推計になっておりま
す。各学年の人数によってこのような影響が出てきている、ということをご理解い
ただければと思います。

また、次のご質問で府中市の総合計画等の関わりということで、府中市でも人口
ビジョンというところで将来推計を出しています。府中人口ビジョンは、国で出し
ている国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に修正を加えて推計を出していま
す。今回の児童生徒数の推計を出すにあたっては、国の国立社会保障・人口問題研
究所の最新版の係数を考慮に入れながら、人口ビジョンを一部最新の係数で再計算
して児童生徒数の推計を出しています。加えて、計画課で出しているマンションの
開発計画も考慮に入れながら推計を出させていただいているものでございます。

○会長 推計ですので、状況によって変化しますし、コロナの関係で、出生率が落
ちているという報道もあります。そうすると、社人研の推計も出生率もファクター
に入れているので、もう少し経つと違う推計が出てくる可能性はあると思います。
全般的には、中位推計という出生率が中間的なレベルで推移するということを前提

して推計しています。低位推計だともっと落ち込む結果、高位推計だと出生率が持ち直すということで増加に転じるということになり、もともと推計に幅があります。そろそろお時間ですし、皆様からほかにご意見がなければ本日はこのあたりで終わりにしようと思いたしますがいかがでしょうか。

○事務局 それでは、事務局から次回の協議会の日程をご連絡いたします。第5回協議会の日程でございますが、1月20日（水）の午後1時半から本日と同様に教育センターで実施を予定しております。よろしくお願いたします。

○会長 それでは、これで本日の第4回府中市学校適正規模適正配置検討協議会協議会を終了します。長時間にわたり、お疲れ様でした

以上